

改正	平成17年1月24日	平成17年4月1日
	平成23年3月14日	平成24年7月9日
	平成28年1月1日	

(目的)

第1 この要綱は、税務証明事務及び公簿等の閲覧事務を効率的に運営するために必要な事項を定めることにより、事務の統一かつ迅速な処理及び納税義務者等の秘密保持に資することを目的とする。

(証明書等の種類)

第2 この要綱により交付する税務証明書は、次のとおりとする。

- (1) 市民税関係 市民税・都民税課税証明書、市民税・都民税非課税証明書、法人市民税課税台帳登録事項証明書
- (2) 固定資産税関係 土地評価証明書、土地課税証明書、自動車保管場所証明申請用証明書、家屋評価証明書、家屋課税証明書、物件証明書、課税台帳登録事項証明書
- (3) 納税関係 納税証明書、車検用軽自動車税納税証明書
- (4) 住宅用家屋証明書

2 閲覧の対象となる公簿等は、次のとおりとする。

- (1) 土地・家屋閲覧用台帳
- (2) 土地図面(地籍図(公図)の写し)
- (3) 名寄帳
- (4) 土地・家屋課税(補充)台帳
- (5) 地価公示図書、東京都基準地価格図書

(証明等の根拠)

第3 税務証明書は、次の各号に定めるところにより交付する。

- (1) 納税証明書 地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の10、地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第6条の21及び地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)第1条の9
- (2) 固定資産課税台帳に記載されている事項の証明 地方税法第382条の3
- (3) (1)及び(2)以外の証明 地方自治法(昭和21年法律第67号)第2条第2項

2 閲覧事務は、次の各号に定めるところにより行う。

- (1) 固定資産課税台帳の閲覧及び土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧 地方税法第382条の2及び第415条
- (2) 名寄帳 地方税法第387条第3項
- (3) (1)及び(2)以外の閲覧 地方自治法(昭和21年法律第67号)第2条第2項

(証明の交付年度及び交付時期)

第4 交付する税務証明書の年度等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市民税に係る証明書(法人市民税課税台帳登録事項証明書を除く。)及び固定資産に係る証明書は、交付申請のあった日(以下「申請日」という。)の属する年度から申請日の5年前の日の属する年度までのものを交付することとし、交付する時期は、課税決定(被扶養者で他に収入等がないものにあつては、扶養者の課税決定)又は価格決定後とする。
- (2) 法人市民税課税台帳登録事項証明書は、申請日が属する年度(課税されていない場合は、その前年度)のものを交付する。
- (3) 納税証明書は、申請日の3年前の日が属する年度以降のものを交付する。ただし、車検用軽自動車税納税証明書は、申請日が4月1日から軽自動車税納税通知書が発せられた日の前日までの場合にあつては当該申請日の属する年度の前年度、当該発せられた日から5月30日までの場合にあつては当該申請日の属する年度又は当該年度の前年度、5月31日から翌年3月31日までの場合にあつては当該申請日の属する年度のものを交付する。

(証明書の交付申請の方法)

第5 第2第1項に規定する税務証明書を申請しようとする者は、証明書交付申請書（以下「申請書」という。）又は申請書に記載を要する事項を書き込んだ書面に、必要な書類を添付して提出しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、東京都及び市区町村で構成された東京電子自治体共同運営協議会（以下「運営協議会」という。）のインターネット上のウェブページ（以下「申請画面」という。）に申請に必要な事項の情報を入力することにより申請する（以下「電子申請」という。）ことができる。

3 前項の場合には、運営協議会から送信された入力情報の受信をもって、申請があったものとする。

4 第2項により交付申請できる証明書は、第6に定める交付申請をすることのできる者であることを確認するため、申請画面への入力情報以外の情報を、申請時に必要としないものに限る（法人市民税課税台帳登録事項証明書及び住宅用家屋証明書を除く。）。

5 第2項及び第3項により申請があったにもかかわらず、申請者が申請日から14日以内に受け取らない場合、当該申請はなかったものとみなす。

（証明書を交付申請することのできる者の範囲及び確認）

第6 証明書を交付申請することのできる者は、別表1に掲げる証明書の区分に応じた者とする。

2 申請者の本人確認（法人市民税課税台帳登録事項証明書、法務局の登記官からの交付依頼による土地評価証明書及び家屋評価証明書、住宅用家屋証明書並びに車検用軽自動車税納税証明書を除く。）は、別表2の左欄に掲げる書類等を右欄の通数を確認することにより行うものとし、さらに次の各号に掲げる申請者の区分に応じ、当該各号に定める方法により確認を加える。

(1) 相続により本人（納税義務者）となった人 戸籍謄本等の提示（住民基本台帳の登録内容から確認できる場合を除く。）

(2) 借地借家人 証明をする土地又は家屋について、賃借権その他の使用又は収益を目的とする権利（対価が支払われているものに限る。）を有することを証する書類の提示

(3) 代理人 委任状（代理人選任届を含む。）の提示（法人の従業員の場合にあっては、当該法人の代表者印が押印されている申請書を持参した者を代理人と認める。）

(4) 破産管財人 破産法（大正11年法律第71号）第159条の規定による資格証明書又は商業登記簿抄本等の提示

(5) 清算人 商業登記簿抄本等の提示

(6) 納税管理人 納税管理人に関する届出の有無

(7) 訴訟関係者 訴状、申立書及びこれらの添付書類又は不動産仮差押命令申請書（弁護士及び司法書士の場合は、職印の押印がある日本弁護士連合会所定の固定資産評価証明書交付申請書で代えることができる。）の提示

(8) 裁判所等 執行裁判所の請求の場合にあっては調査嘱託書等の書面、執行官の請求の場合にあっては現況調査命令書の書面又は裁判所からの評価命令により評価人に選任されている者である場合にあっては評価命令書の書面の提示

(9) 評価人 物件目録の記載のある評価命令書の提示

(10) 競落人 代金納付通知書等の提示

(11) 国及び地方公共団体の機関 権限の根拠となる法令に基づき、権限のある者が作成した書類及び当該機関の職員の身分を証する書類の提示

3 前項の規定により本人であることの確認ができない場合は、通常本人しか知りえない本籍地、前住所地、同居の家族の氏名等の事項を職員が聴聞することで、本人であることの確認に代えることができる。

4 電子申請による場合は、前2項の本人確認に加えて、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律による電子署名の確認により、本人からの申請であることを確認する。

5 第2項及び第3項により本人と確認できない場合は、交付申請のあった証明書を、本人の住所地に送付することで、本人であることの確認に代えることができる。

（手数料）

第7 証明等の申請者は、八王子市手数料条例（昭和24年八王子市条例第16号）に定めるところにより、手数料を納入しなければならない。ただし、車検用納税証明書及び地方税法第422条の3の規定による評価通知書については、無料とする。

（その他）

第8 この要綱に定めるもののほか、税務証明及び閲覧事務の取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年11月1日から施行する。
- 2 税務諸証明等取扱要綱（昭和63年5月2日付市長決裁）は、廃止する。
- 3 第5第2項、第3項及び第4項の規定による申請者の本人確認については、平成15年11月1日から平成16年1月31日までの間、従前の例によることができる。

別表1

証明書	交付請求できる者
市民税・都民税課税証明書、市民税・都民税非課税証明書	本人、同居の親族（本人と同居していることから、日常生活において口頭による委任行為があるとみなし、代理人と同様に扱う。）、代理人
法人市民税課税台帳登録事項証明書	どなたでも
土地課税証明書、家屋課税証明書、自動車保管場所証明申請用証明、物件証明書	本人（賦課期日以降に、売買等により固定資産の所有権を取得した者を含む。）、同居の親族、代理人（法人の場合は、法人の代表者印（市外に本店のある法人にあつては、市内事務所等の法人印によることができる。）が押印されている申請書を持参した者を含める。）、地方税法施行令第52条の15に定める者（具体的には、借地借家人（地方税法施行令第52条の14の表又は同施行令第52条の15の表に規定する土地又は家屋について、賃借権その他の使用又は収益を目的とする権利（対価が支払われているものに限る。）を有する者）、破産管財人、清算人など）、納税管理人、裁判所等（民事執行のため民事執行法（昭和55年法律第4号）第18条第2項の規定により証明書の交付を請求する執行裁判所又は執行官）、裁判所等が選任した評価人、担保権の実行として競売の申立ての添付資料として証明を求める者、国及び地方公共団体の機関
住宅用家屋証明書	どなたでも
土地評価証明書、家屋評価証明書	上記の土地課税証明書、家屋課税証明書の交付請求をできる人に加えて、訴訟関係者（訴訟を提起するに当たり、訴訟物の価額の算定資料として証明を求める者、借地非訟の申立手数料の額の算定資料として証明を求める者、民事調停の申立手数料の額の算定資料として証明を求める者、強制執行の申立ての添付資料として証明を求める者、又は強制管理の方法による仮差押えの執行の申立の添付資料として証明を求める者をいう。）、弁護士
納税証明書	本人、同居の親族、代理人
車検用軽自動車税納税証明書	どなたでも

別表2

書類の種類	具体的な例示	確認する数
法律又はこれに基づく命令の規定により交付された写真のある書類及び八王子市が交付する本人を表す書類	個人番号カード、運転免許証、旅券、在留カード、特別永住者証明書、船員手帳、海技免状、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、認定電気工事従事者認定証、特殊電気工事資格者認定	いずれか1点

	証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、 運航管理者技能検定合格証明書、動力者操縦者 運転免許証、教習資格認定証、検定合格証（警 備員）、無線従事者免許証、身体障害者手帳、 療育手帳、運転経歴証明書（平成24年4月1日以 降に交付されたものに限る。）、官公庁・公団・ 事業団・公庫・特殊法人等の職員の身分証明書 （写真・生年月日のあるもの）、住民基本台帳 カード（顔写真付）。またはこれらと同等のも の	
法律又はこれに基づく命令 の規定により交付された書 類及び特殊加工処理された 写真のある書類	健康保険の被保険者証、各種年金証書（手帳）、 恩給証書、介護保険被保険者証、生活保護受給 者証、各種医療証、写真のある社員証及び学生 証、写真のある公の機関が発行した資格証明 書、住民基本台帳カード（顔写真なし）。又は これらと同等のもの	いずれか1点
本人名義のもので、本人に 手渡しされた、あるいは本 人に送付された書類	納税通知書、写真のない社員証および学生証、 貯金通帳、キャッシュカード、クレジットカード 、診察券、消印のある本人宛郵便物、各種会 員証。又はこれらと同等のもの	いずれか2点